

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人の母（請求人世帯の世帯主。以下「母」という。）に対して行った各保護変更決定処分（令和 6 年 2 月から同年 6 月までの各月について請求人に係る家族介護料 12,760 円（月額）を加算するもの。以下、5 件併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分が違法又は不当であると主張している。

本件各処分に係る通知書には、処分理由は一応記載されているものの、事実関係については記載がない。本件各処分を争う場合、何を主張すべきか請求人には不明である。処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残るため、本件各処分は理由不備の違法がある（最高裁判所第三小法廷昭和 47 年 12 月 5 日判決・民集 26 卷 10 号 1795 頁）。

本件各処分に係る通知書の保護費計算欄には多数の不備がある。

家族介護料の算定について、翌月からの算定を許す規定は存在しないから、本件申請は原則どおり申請日から支給されるべきである。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 45 条

2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 1 0 月 2 9 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第 9 5 回第 2 部会）
令和 7 年 1 月 2 4 日	審議（第 9 6 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性、種類等

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、生活保護法による保護の基準（昭和 3 8 年 4 月 1 日厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助（1 号）等を定めている。

(2) 障害者加算（家族介護料）

ア 法令

法 1 2 条は、生活扶助について、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1 号）を定めている。

保護基準は、別表第 1 生活扶助基準の中に、各種加算を位置付けており、障害者加算を定める第 2 章・2 は、(1) のア及びイにおいて加算額を、(2) において(1) のア及びイの障害者加算の対象者を定める

ほか、(4)に掲げる者については(1)の加算額とは別に12,760円（令和5年度の場合）を算定するものとしている（保護基準別表第1・第2章・2・(2)、(4)及び(5)は次のとおりである。）。

「(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）ただし、アに該当する者を除く。

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に12,760円を算定するものとする。この場合においては、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、70,520円の範囲内において必要な額を算定するものとする。」

イ 局長通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・2・(2)・エ・(ア)は、障害者加算について、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととする。

また、同・(イ)は、これらを所持していないものについては、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととする。

そして、同・(ウ)は、保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと、ただし、保護基準別表第1第2章・2・(5)にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定を行って差し支えないとする。

ウ 生活保護手帳別冊問答集

生活保護手帳別冊問答集2023年度版（以下「問答集」という。）問7-17（答）は、加算のうち、妊産婦加算は届出によって計上することとなっているが、その他の加算はどうかとの問に対して、加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものであるとする。

エ 生活保護運用事例集

東京都作成の生活保護運用事例集（以下「運用事例集」という。）問6-26は、家族介護料の認定方法として、介護を受ける者の要件を、次のすべてに該当することとする。

- (ア) 保護基準別表第1第2章・2・(2)・ア（障害等級表の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者）に該当する者
- (イ) 食事、入浴及び排便の3つの基本動作すべて（「日常生活のすべて」とみなしうる。）に介護を必要とする者
- (ウ) 居宅で保護を受給している者（入院中は不可）

なお、(イ)の3つの基本動作の確認については、医師の診断書等ではなく、実施機関の判断で足りる。

(3) 局長通知等の位置付け

局長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、その内容は妥当と認められる。

また、運用事例集は、東京都内の実施機関が統一的な保護行政を行うための取扱いを示すもので、合理性を認めることができる。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、請求人に係る家族介護料の

加算を、請求人世帯の保護開始以降認めていなかったところ、令和6年1月15日に収受した本件申請の際に添付された本件診断書に付記された「食事・入浴・排便等に常に介護を要する」との記載に関して、本件主治医に2回にわたり病状意見書の提出を求め、病状意見書2に、食事摂取・排便・入浴は「一部介助」、排尿は「介助されていない」、判断の基礎となる事実として「炎症値の高値が続き、免疫抑制剤を増量したことによる慢性的な口内炎を発症しています。そのため一部食事の介助を要します。また、腰椎圧迫骨折による廃用進行や慢性的な痛みのため排便・入浴は一部介助を要します。」と記載されていたことから、同年2月分から加算することとし、本件各処分を行ったものである。

家族介護料は、障害者加算アに該当する障害のある者であって当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合において、加算することを法及び保護基準は定めている（1・(2)・ア）。

加算について、局長通知第7・2・(2)・エ・(ウ)は、加算を認定する事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこととし（同・イ）、問答集問7ー17（答）は、加算を含めて、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心とな行われるべきものとしている（同・ウ）。

運用事例集は、家族介護料の認定方法として介護を受ける者の要件を3つ挙げており、このうち、保護基準にいう「日常生活の全てについて介護を必要とするもの」については、食事、入浴及び排便の3つの基本動作全てについて介護を必要とする者とし、この3つの基本動作の確認については、医師の診断書等は必要なく、実施機関の判断で足りる、とする。

そうすると、処分庁が、本件申請に添付された本件診断書について、本件主治医に病状意見書を求め、提出された病状意見書2により、3つの基本動作について、食事は慢性的な口内炎を発症しているため、排便・入浴は腰椎圧迫骨折による廃用進行や慢性的な痛みのため、それぞれ一部介助を要す旨の記載を確認して、請求人に係る家族介護料を認定することとし、本件申請がなされた翌月の令和6年2月分から加算した本件各処分は、上記1記載の法令等の定めに従ってなされたものといえる。

また、本件各処分における請求人世帯の保護費算定額に誤りはなく、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、家族介護料の算定について、翌月からの算定を許す規定は存在しないから、本件申請は原則どおり申請日から支給されるべきである旨を主張する。

しかし、局長通知第7・2・(2)・エ・(ウ)が原則とする認定変更の時期は、加算を認定する事由の生じた翌月からであり、同ただし書により当該事由の生じた日から日割計算により加算の認定を行って差し支えないとされるのは、保護基準別表第1第2章・2・(5)にいう障害者加算を行うべき者（介護人をつけるための費用を要する場合（同・ア））であるから、請求人に係る家族介護料については日割計算による加算をすることはできない。

また、請求人は、本件各処分に係る通知書には、事実関係について記載がない、本件各処分を争う場合、何を主張すべきか請求人には不明であり、本件各処分は理由不備の違法がある旨を主張する。

しかし、行政手続法8条1項は、行政庁が「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合」の理由提示を求めるものであるところ、本件各処分は、本件申請により求められた家族介護料の加算を認める処分であり、拒否処分に当たらない。そのため、本件各処分に理由提示義務の懈怠は認められない。

さらに、請求人は、本件各処分に係る通知書の保護費計算欄には多数の不備があると主張するが、上記2記載のとおり、本件各処分に誤りがあるとは認められない。

したがって、請求人の上記主張は、いずれも本件各処分の取消理由とはならない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己